

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 2 年 8 月組合議会定例会 会議録

令和 2 年 8 月 2 7 日

1 出席議員氏名

森山 林	品川 義則	内川 隆則	尼寺 省悟
古賀 和仁	松隈 清之	栗野 久明	田中 俊彦
古賀 通	牟田 秀文	中山 五雄	寺崎 太彦

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

内川隆則 牟田秀文

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係主査 松永 勇司

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 10時00分から10時26分

(森山議長)

おはようございます。本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第6号におきまして、組合議会定例会が招集されました。ただ今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより令和2年8月組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において内川隆則議員並びに牟田秀文議員を指名いたします。

日程第3 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(森山議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

おはようございます。本日、ここに令和2年8月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第7号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、新型コロナウイルス感染症の患者の救護等に従事した職員に特殊勤務手当の特例として防疫等作業手当を設けるものでございます。

次に、議案第8号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入につきましては、繰入金及び組合債の増額に伴い歳入総額15億7,524万3,842円で、前年度比8.24%の増となっております。また、歳出につきましては、経常的な支出のほか、化学消防ポンプ自動車等を更新いたしましたので、歳出総額15億5,522万2,814円で、前年度比7.49%の増となっております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。日程第5 議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

恐れ入りますが①となっております議案の1ページと、③参考資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、本年2月7日新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたため、国が指定感染症として定める期間、今のところ令和2年2月7日から令和3年2月6日の1年間になりますが、特例といたしまして特殊勤務手当の項目に防疫等作業手当の追加をお願いするものでございます。

この指定感染症につきましては、本来であれば移送等は県の業務となるところでございますが、119番通報による一般の病院から指定病院への転院搬送、また、直接的な県からの移送要請など国は消防に対して協力するよう求めていることから、本組合では感染拡大当初より救急搬送を行っている現状となっているところでございます。

支給要件につきましては医師からウイルスの感染、またはその疑いを宣告された者について搬送等を行う場合を想定しており、これまでこの要件に該当する救急搬送事案につきましては、先月末時点で最終的なPCR検査の結果が陰性でありました6件に出動していることから遡及適用をしたいと考えております。

なお、手当の額につきましては陽性者、濃厚接触者などに対し、心肺蘇生等長時間にわたり作業を行った者が1日につき4,000円、搬送を行った者が1日につき3,000円、車両や資機材等の清掃を行った者が1日につき2,000円といたしており、作業区分と金額につきましては規則で定める予定でございます。

また、増額となります手当につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い超

過勤務で対応する予定でありました業務が出来なかったことや、県内で開催予定でありました訓練などが中止となりましたので、現計予算で対応したいと考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第7号の質疑を行います。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

みやき町古賀です。先ほどの説明でですね。新型コロナウイルス感染症にかかる防疫等作業手当の特例ということで、防疫等と言うと他に広範囲にそういう例があるのか、それについて説明してください。

それから先ほど6件のそういう風な事例があったと説明を受けましたけども、本当に隊員の皆さんは命がけで防火も防疫もですね、対処されたと思うんですけども、大変ご苦労だと思います。この6件について隊員さんに影響がなかったかどうか、その後の状況についてお知らせしていただければと思います。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員の質問にお答えさせていただきます。

防疫等作業手当の等と言うところでございますが、今のところ本組合の手当につきましては、この新型コロナウイルス感染症の作業についてのみ該当するところで考えているところでございます。

なお、人事院規則に規定されています、特殊勤務手当の中で防疫等作業手当が支給されているものにつきましては、指定感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち、医療職俸給表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した時、その他高病原性鳥インフルエンザ、家畜伝染病、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽等に係る家畜伝染病等の作業に従事した場合などが人事院では想定されています。

それから2点目の質問でございますが、本組合では当初より新型コロナウイルス感染拡大後につきましては常時感染を疑い、通常の救急出動時においてもマスク、感染防護衣とゴーグルを着装して対応しており、隊員につきましては完全な装備で対応していますので、隊員の心身的な影響はないところでございます。

以上でございます。

(森山議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

最近あるいは今後ですね、コロナにより様々な現象が発生しないとは限らないです
ので先ほどの人事院の感染症その他色々の例をあげていただきました。今後とも隊員
の皆様には重要な仕事ですけれども感染症にですね注意を払いながら、現場で作業して
もらえればと思います。

(森山議長)

他にございませんか。

(質疑なしの声)

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決ま
した。

日程第6 議案第8号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認

定について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案８号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、ご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の②となっております歳入歳出決算書の３ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、款１の分担金及び負担金で１３億７，９６６万８，０００円、款２の使用料及び手数料で３０２万２，９５０円、２つ飛びまして款５の財産収入で１８８万７，１１４円、１つ飛びまして款７の繰入金で８，６７６万４，８８２円、款８の繰越金で８４７万２，６７１円、款９の諸収入で１，０２２万８，２２５円、款１０の組合債で８，５２０万円を収入いたしており、歳入の合計は１５億７，５２４万３，８４２円でございます。

続きまして、歳出でございますが款１の議会費で３３万５８７円、款２の総務費で１３億６，７６５万４，６７０円、款３の消防費で９，４７５万１，０２０円、款４の公債費で９，２４８万６，５３７円支出いたしており、歳出の合計は１５億５，５２２万２，８１４円で、歳入歳出差引額は２，００２万１，０２８円でございます。

それでは事項別にご説明いたしますので１４ページ、１５ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款１分担金及び負担金で１３億７，９６６万８，０００円を

収入いたしております。詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に款２使用料及び手数料で３０２万２，９５０円を収入いたしております。内訳でございますが、項１の使用料２０万９，６５０円は敷地内に設置いたしております、自動販売機８台分の設置料、項２の手数料２８１万３，３００円につきましては危険物施設の許可や検査に係る手数料１７６件分でございます。款３国庫支出金と款４の県支出金による収入はございません。款５財産収入の１８８万７，１１４円につきましては項１の財産運用収入として、各基金の預金利子１３３万６，３１４円、次のページをお願いいたします。項２の財産売り払い収入は更新に伴い、廃車した車両の売り払い額５５万８００円を収入いたしております。款６寄付金による収入はございません。

次に款７の繰入金は８，６７６万４，８８２円でございますが、目１財政調整基金繰入金の８，１０８万１，０００円は一般財源へ、目３消防施設等整備基金繰入金の５６８万３，８８２円は更新いたしました車両の財源に充当をいたしました。款８繰越金８４７万２，６７１円は平成３０年度からの繰越でございます。款９諸収入で１，０２２万８，２２５円を収入いたしております。内訳でございますが、項１の預金利子で３，３５９円、次のページをお願いいたします。項２の高速自動車国道救急業務支弁金で７０３万３，２３０円、項３の雑入で３１９万１，６３６円となっております。これは化学消防ポンプ自動車の遅延損害金、危険物安全協会負担金、健康診断等に係る佐賀県市町村共済組合からの助成金などでございます。款１０組合債でございますが化学消防ポンプ自動車の更新に伴い、８，５２０万円を起債いたしております。一番下の欄になりますが、歳入合計予算現額１５億７，３３７万４，０００円に対し、収入済額は１５億７，５２４万３，８４２円でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、不用額につきましては、「節」の主なものについて、説明させていただきます。款１議会費で３３万５８７円を支出いたしておりますが、節１の報酬で２２万４，８２９円、節９の旅費で９万６，２００円、節１１の

需用費で9, 558円となっております。款2総務費で13億6,765万4, 670円を支出し、不用額は1, 298万9, 330円でございます。項1総務管理費、目1一般管理費の内訳でございますが、節1報酬で5万6, 346円、節2給料で5億1,387万5, 660円、節3職員手当等で4億2,936万8, 814円を支出いたしております。職員手当等の不用額につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、超過勤務で対応する予定でありました立入検査や救急の講習、研修などを中止したことにより、額が多くなったところでございます。節4共済費は2億358万2,480円を支出いたしております。節7の賃金は嘱託職員3人分で524万4, 408円、節8報償費では8万5, 814円を支出いたしております。

22・23ページをお願いいたします。

節9旅費で527万9, 806円、節10の交際費は1万9, 434円を支出いたしております。次の節11需用費で4, 801万9, 564円を支出いたしておりますが、消耗品費、光熱水費の節減と修繕料の支出減などにより、不用額は463万7, 436円となっております。節12役務費で1, 432万2, 606円を支出し、不用額が62万8, 394円となっておりますが、これは通信料、健康診断料の見込み減が主なものとなっております。次に節13委託料は庁舎清掃業務、通信設備を含む高機能消防指令システム保守業務などの委託料として、5, 065万7, 710円を支出いたしております。節14使用料及び賃借料はOA機器のリースなどの支出で1, 058万2, 506円、節15工事請負費で232万8, 720円を支出いたしております。これは鳥栖消防署の車庫と訓練棟の塗装や訓練施設の改修工事に伴う費用でございます。節18備品購入費は庁用器具、事務用品などの購入で97万501円を支出いたしております。

次のページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金は救急救命士研修、佐賀県消防学校、消防大学校の入校負担金など1, 041万5, 187円を支出いたしております。節22補償補填及び賠償金の2, 700円でございますが、これは三養基郡上峰町で発生いたしました

交通事故現場で救急自動車内で傷病者の受傷部分を観察するため、着衣の袖を持ち上げた際に誤って傷病者のネックレスチェーンを破損させたものでございます。なお、消防業務賠償責任保険に加入しておりますので、支出額と同額の保険金を収入いたしております。

次に、節２５積立金でございますが、７，２０１万３，３１４円を備考欄に記載のとおり各基金へ積み立てをいたしております。節２７公課費で車両重量税と救急救命士の登録免許税として７９万円を支出したしております。総務費の項２監査委員費では、３万９，１００円を支出いたしております。

次に款３消防費で９，４７５万１，０２０円の支出でございますが、化学消防ポンプ自動車、広報指揮支援車、資機材などの購入に伴う支出となっており、内訳につきましては、項１消防施設費目１消防施設管理費の節１２役務費で１万９，１３０円、節１８備品購入費で９，４５７万６，０９０円、節２７の公課費で１５万５，８００円を支出いたしております。次の款４公債費は９，２４８万６，５３７円を支出いたしております。

次のページをお願いいたします。

目１元金で９，０５６万９，１６７円、目２利子で１９１万７，３７０円をとっておりますが、詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。款５予備費の支出はございませんが、款２総務費の総務管理費目１の一般管理費へ充用をいたしております。一番下の欄になりますが、歳出合計予算現額１５億７，３３７万４，０００円に対し、支出済額１５億５，５２２万２，８１４円となっております。

次に３０ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額１５億７，５２４万４，０００円に対し、歳出総額１５億５，５２２万３，０００円、歳入歳出差引額実質収支額ともに２，００２万１，０００円となっております。

次に、３２ページ・３３ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地・建物につきましては変更ござ

いません。次のページをお願いいたします。

次に備品でございますが、車両で鳥栖消防署の化学消防ポンプ自動車、広報連絡車をそれぞれ更新いたしております。また、今村病院から広報連絡車1台の寄贈を受けましたので鳥栖消防署の車両が1台増となっております。その他の備品につきましては前年度と変わりはありません。

次に37ページをお願いします。

最後に基金の決算年度末残高でございますが、財政調整基金が1億4,240万793円、退職手当基金が4億3,340万8,934円、消防施設等整備基金が6億8,903万9,209円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、吉田豊監査委員から審査報告をお願いいたします。

吉田監査委員 入室

(吉田監査員)

決算審査意見書地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年6月3日付で審査に付された令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係帳簿等により本日慎重にした結果、正確なものであることを認めます。

令和2年6月26日鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員 吉田豊。

鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者橋本康志様。

以上です。

(森山議長)

吉田監査委員ありがとうございました。

吉田監査委員 退室

(森山議長)

これより議案第8号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀議員。

(古賀通議員)

一般会計のですね、歳出、ページは23ページの節11の需用費のですね、不用額についてですね、463万7,436円でこれはそれぞれ被服費、消耗品費、燃料費、印刷、光熱、修繕ということで、それぞれのその時の経済状況について変化すると思いますけども、若干460万という金額について分かる範囲で教えてもらいたい。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長。

(松永総務課長)

古賀通議員の質問にお答えいたします。細節の項目でいきますと、消防被服費の不用額につきましては78万8,240円、消耗品費の不用額については50万3,283円、燃料費の不用額については49万5,376円、それから食糧費が12万円、印刷製本費68万966円、光熱水費が39万1,800円、修繕料で不用になったものが165万7,771円となっているところでございます。ですので、それぞれの項目で積み上げた額となったものであります。

以上お答えとさせていただきます。

(森山議長)

いいでしょうか。

(古賀通議員)

はい。

(森山議長)

古賀通議員。

(古賀通議員)

それぞれの項目で積み上げた額ということでございますけども、また新年度又は次の年度の予算積算についても、これは十分に配慮しながらですね、積み上げるべきだと思います。以上です。

(森山議長)

他にございませんか。

(質疑なしの声)

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第8号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしましたので、令和2年8月組合議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和2年 8 月 31 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

森 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

内川 隆則

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

栗田 香文